

令和6年度

おいらせ町農業委員会

第1回 総会議事録

期日 令和 6年 4月11日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第1回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎
2. 開会期日 令和 6年 4月11日 (木) 午後 5時00分
3. 閉会日時 令和 6年 4月11日 (木) 午後 5時32分

4. 出席委員
 - 1番 日ヶ久保 浩幸 君 2番 馬場 武雄 君 4番 玉川 勉 君
 - 5番 沼舘 廣志 君 6番 久慈 弘子 君 7番 吉田 良紀 君
 - 8番 袴田 光雄 君 9番 佐々木 明博 君 10番 松本 一弥 君
 - 11番 柏崎 幸子 君 12番 坂井田 進 君 13番 袴田 信男 君
 - 14番 上久保 辰視 君 17番 成田 健義 君 18番 名古屋 誠一 君
 - 19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員
3番 日ヶ久保 亨 君、15番 久保田 信一 君、16番 川口 勉 君

6. 会議に付した事件
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務局職員の人事異動に関する承認報告について
 - (2) 報告第2号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
 - (3) 報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - (4) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - (5) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - (6) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - (7) 議案第4号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
 - (8) 議案第5号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
 - (9) 議案第6号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定について

7. 会議録署名委員
6番 久慈 弘子 君、7番 吉田 良紀 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの
おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後5時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和6年度第1回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 16名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、3番 日ヶ久保 亨 委員、15番 久保田 信一 委員、16番 川口 勉 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、6番 久慈 弘子 委員、7番 吉田 良紀 委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務局職員の人事異動に関する承認報告について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは、報告第1号について説明します。</p>

<p>(柏崎事務局長)</p>	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>令和6年4月1日付けで人事異動があり、事務局長が西舘に代わって私、柏崎が配属されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告第1号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、報告第1号は報告済みとさせていただきます。次に報告第2号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第2号について説明いたします。</p> <p>議案書の2-1から2-4ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第2号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第3号について説明いたします。</p> <p>議案書の3ページと、資料1、2をご覧ください。</p> <p>照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
<p>5 番 (沼 舘 委 員)</p>	<p>はい、5番 沼舘です。</p> <p>報告3号の2、土地の所在の登記が田になっていますね。そしてこちらの調査結果の所見を見ますとですね、ここに建物が建っていますね。で、税務課に確認しています。で、農地台帳上も宅地となっていますと。役場の方では宅地としているよということで、ただ法務局の方には届出してないということですか、これ。</p>
<p>事 務 局 (尾 駁 主 任 主 査)</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>5 番 (沼 舘 委 員)</p>	<p>ということは、法務局にはこの本人が届しなきゃだめだということですか。</p>

<p>事務局 (尾取主任主査)</p>	<p>はい。沼館委員の質問に対して回答します。</p> <p>登記を変える場合は、ご自身、もしくは自分でできない場合は、土地家屋調査士とかに頼んで地目変更。それなりの理由があるのであれば、農業委員会に照会が法務局からくるんですけども、その際にこのように回答しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>なんかこういうのちよくちよくあるんですけども。これ役場の方でもう、農地転用も認めて、役場の税務課の方も確認して、宅地課税されていると思うんですよ。これももう農地台帳上ももう宅地になっているよということ。ということでもう役場の方で証明書みたいなのを作って直接、もう法務局の方に送った方が手っ取り早いんじゃないですかね。それ、本人にまた言って届けてやるとか、そういうのは出来ないんですか。</p>
<p>事務局 (尾取主任主査)</p>	<p>基本、個人の財産のものなので、役場から強制的にやるというのは基本やっていないですね。やはりご自身で、所有者本人が動いてもらわないと。まあ、こちらで例えば転用許可出しても、実際ご自身で地目変更していない限りは、農地のままになってしまいます。課税上は宅地にはなるんですけども。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>ということは、本人が届しなければこういうことが次あるということですよ。登記上は、例えば田んぼだ、畑だ。で、実際、現実見てみたら、もうこれ宅地になっているよと。こういうことは、常に発生するということですか。発生しますよね。そうなってくると。</p>

<p>事務局 (尾駱主任主査)</p>	<p>発生。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>届出しなければ。</p>
<p>事務局 (尾駱主任主査)</p>	<p>そうです。そうなりますね。なので、転用許可出すときも、ちゃんと地目変更まで終わらせてくださいねということで、お手紙を入れているんですけども、昔のものとかは特に、やっぱりやられていないのが結構あります。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>例えば、税務申告なんかだと、役場の方で税務課やってくれますよね。それを今度、事務所に直接送ってやりますよね。そういうのは出来ないんですか。</p>
<p>事務局 (尾駱主任主査)</p>	<p>そうですね、ちょっとそこまでは、手が回らない。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>その方が手っ取り早いじゃないですか。</p>
<p>議長</p>	<p>やれそうだけでも。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>やったら、それで終わりになりますから。</p>

<p>事務局 (尾駱主任主査)</p>	<p>あの、例えば、家建てるとしても、役場の方でどこまで進捗しているかわからないじゃないですか。だから、ご自身が家建てましたよということをして…</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>いや、建てる建てないじゃなくて。ただ、農地転用して宅地にしますよというだけですよね。</p>
<p>事務局 (尾駱主任主査)</p>	<p>あの、事業完了しないと、宅地にはできないので。許可出したとしても。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>農地転用しても宅地として…</p>
<p>事務局 (尾駱主任主査)</p>	<p>実際どれくらい進んでいるのかまでは、こちらでわからない。まあ、年に1回とか進捗状況報告みたいなのはあるんですけども。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>物、建てねばダメだということでしょう。</p>
<p>事務局 (尾駱主任主査)</p>	<p>そうですね。事業完了しないと。</p>

<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>それからじゃないと、(地目を)変えれないということ。</p>
<p>事務局 (尾畷主任主査)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>議長</p>	<p>あと、ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第3号は報告済みとさせていただきます。 次に議案事項に入ります。 議案第1号「農地法第3条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可 について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第1号について説明いたします。 議案書の4-1、4-2ページをご覧ください。 今月の農地法第3条許可申請は、1議案5件であり、権利の内容は所有権移転が5件です。 番号1は、売買による所有権移転です。 資料3をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は 西下川原 [REDACTED] 外2筆、地目は田、面積は合計</p>

1, 538平方メートルとなっております。

番号2は、親子間贈与による所有権移転です。

資料4、5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 西後谷地 [REDACTED] 外1筆、地目は田、畑、面積は合計4, 127平方メートルとなっております。

番号3は、売買による所有権移転です。

資料6をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 向山三丁目 [REDACTED] 外1筆、地目は畑、面積は合計3, 357平方メートルとなっております。

番号4は、売買による所有権移転です。

資料7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 瓢 [REDACTED]、地目は畑、面積は360平方メートルとなっております。

番号5は、親族間贈与による所有権移転です。

資料8をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 内山平 [REDACTED] 外1筆、地目は畑、面積は合計2, 372平方メートルとなっております。

	<p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第1号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは議案第2号について説明いたします。</p> <p>議案書の5ページと資料9と10をご覧ください。</p> <p>申請人は [] 。</p> <p>土地の所在は、牛込平 []、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,139平方メートルです。用途は宅地、転用の事由はアパートの建築</p>

<p>議 長</p>	<p>となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>1 2 番 (坂井田委員)</p>	<p>それでは、調査の結果について説明します。4月4日に 松林会長、袴田 委員、私、柏崎事務局長、川口事務局次長、尾駁主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、アパートを建築します。汚水は下水道で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周辺に農地はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>番号1の農地区分は、小集団の生産性が低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請地は、水はけが悪く収穫もみこめず、周辺は住宅地のため、アパートの建築を計画しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替土地がないに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第2号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは議案第3号について説明します。</p> <p>議案書の6-1ページ 番号1と資料11と12をご覧ください。</p> <p>貸渡人は [REDACTED]、借受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、向平 [REDACTED]、地目は畑、面積は244平方メートルです。用途は仮設道路、転用の事由は太陽光発電施設設置のための進入路で一年間の一時転用となっております。</p> <p>次に、番号2と資料13と14をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p>

<p>議 長</p> <p>1 2 番 (坂井田委員)</p>	<p>土地の所在は、丈の端 [REDACTED]、地目は田、面積は299平方メートルです。用途は普通住宅、転用の事由は自己住宅の建築となっております。</p> <p>次に、6-2ページ 番号3と資料15と16をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] 外1名。</p> <p>土地の所在は、上久保 [REDACTED]、地目は畑、面積は330平方メートルです。用途は普通住宅、転用の事由は自己住宅の建築となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1の申請地は、鉄板を敷設し、仮設道路を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>番号2の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は下水道で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。南側、東側には農地がありますが、周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>番号3の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周囲に農地が広がってい</p>
-------------------------------------	---

議 長	<p>ますが、L型擁壁を設置することから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>番号1の農地区分は、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから、農用地区域内農地と判断しました。</p> <p>申請者は、東側隣地の山林地帯で太陽光発電施設の設置を計画しており、施設設置の工事期間中、資材搬出入用道路の設置を検討しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、3年以内の一時的な利用の場合、一時転用が許可となり、期間終了後は農地に復旧することが条件となります。</p> <p>番号2の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、借家住まいの解消のため、自己住宅の建築を計画しました。小学校が近く、実家の近くであることから当該農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。</p>

	<p>番号3の農地区分は、高速道路の出入り口からおおむね300m以内であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、借家住まいの解消のため、自己住宅の建築を計画しました。小中学校や商業施設が近くにあり、実家の近くであることから当該農地を選定しました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。…ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第3号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本議案の中には、吉田委員の後継者が当事者となっている事案がございます。議案第4号 番号1、4は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、吉田委員は一時退出をお願いします。</p>

議 長	<p>(吉田 良紀 委員 退席)</p> <p>はい。それでは、まず、吉田 良紀 委員の後継者が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第4号 番号1、4について説明します。</p> <p>議案書の7-1と7-2ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和6年3月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内容は、所有権の移転が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は7筆で、合計面積は7,706平方メートル、約0.7ヘクタールとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。吉田 良紀委員の入室を認めます。</p> <p>(吉田 良紀 委員 入室)</p>
議 長	<p>吉田委員にお伝えいたします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第4号 残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の7-1ページ番号2と、7-2ページ番号3、5、6をご覧ください。</p> <p>内容は、所有権移転が4件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は8筆で、合計面積は20,716平方メートル、2ヘクタールとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませ</p>

議 長	<p>んか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、私、吉田委員の後継者が当事者となっている事案がございます。本来であればひとりひとり退出し、1件ごとに審議し、進行を進める流れですが、会議時間短縮のため、今回は2名同時に退出していただきます。2名分を審議する進行としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(意見無し)</p>
議 長	<p>ご異議はないようなので、2名分、同時に審議する進行で進めたいと思います。議案第5号 番号1、17は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、私、吉田委員は一時退出をお願いいたします。私が不在の間、名古屋職務代理に進行役をお願いします。</p> <p>(松林会長、吉田委員 退席)</p>
議 長 (名古屋職務代理)	<p>それでは、2名が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第5号 番号1、16、17、18について説明します。 議案書の8-1と8-5ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が1件となっております。 これにより集積される農地は8筆で、合計面積は14,858平方メートル、約1.5ヘクタール、設定期間は4から5年間となります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。2名の入室を認めます。 (松林会長、吉田委員 入室)</p>
<p>議長</p>	<p>2名にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p>

(名古屋職務代理)	<p>ここで進行を会長に引き継ぎます。</p> <p>(進行役を会長に引き継ぎ)</p>
議長	<p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第5号 残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の8-1から8-8ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が14件、賃借権の設定が11件となっております。これにより集積される農地は58筆で、合計面積は95,060平方メートル、9.5ヘクタール、設定期間は5年から10年間となります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第5号残りの事案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号残りの事案を原案どおり決定いたします。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>次に、議案第6号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画再配分の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第6号について説明いたします。</p> <p>議案書の9-1、9-2ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が3件となっております。これにより集積される農地は9筆で、合計面積は10,408平方メートル、約1ヘクタール、設定期間は令和11年から令和13年までとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第6号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第6号を原案どおり決定いたします</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第1回おいらせ町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

閉会 午後5時32分